

船舶のトン数に関する証書交付規則及び船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示新旧対照条文

○ 船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）（第一条関係）

○ 船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年七月二十七日運輸省告示第二百七十四号）（第二条関係）

船舶のトン数に関する証書交付規則及び船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示新旧対照条文

○ 船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料）</p> <p>第九条 トン数証書の交付、書換え又は再交付を受けた者（国等（国並びに独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納めなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総トン数証書 別表第二（電子情報処理組織により総トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第二の二）</p> <p>三 載貨重量トン数証書 別表第三（電子情報処理組織により載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第三の二）</p> <p>四（略）</p> <p>五 運河トン数証書 別表第五（電子情報処理組織により運河トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第五の二）</p> <p>2 3（略）</p> <p>4 測度明細書の交付、書換え、再交付又は修正交付を受けた者（国等を除く。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納めなければならない。</p> <p>一（略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第九条 トン数証書の交付、書換え又は再交付を受けた者（国等（国並びに独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納めなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総トン数証書 別表第二（電子情報処理組織により総トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第二の二）</p> <p>三 載貨重量トン数証書 別表第三（電子情報処理組織により載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第三の二）</p> <p>四（略）</p> <p>五 運河トン数証書 別表第五（電子情報処理組織により運河トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、別表第五の二）</p> <p>2 3（略）</p> <p>4 測度明細書の交付、書換え、再交付又は修正交付を受けた者（国等を除く。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納めなければならない。</p> <p>一（略）</p>

二 運河トン数証書に係る測度明細書の交付、書換え又は再交付一通につき九千四百円（電子処理組織により交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、九千二百円）

三 (略)

別表第二、別表第二の二、別表第三、別表第三の二、別表第五及び別表第五の二の改正案は次のとおり

二 運河トン数証書に係る測度明細書の交付、書換え又は再交付一通につき八千九百円（電子処理組織により交付、書換え又は再交付の申請をした場合には、八千八百円）

三 (略)

別表第二、別表第二の二、別表第三、別表第三の二、別表第五及び別表第五の二の現行は次のとおり

別表第2 総トン数証書手数料表（第9条関係）

(1) 総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,600円

(2) 総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
	50トン未満	41,200円	26,600円
50トン以上	100トン未満	66,500円	
100トン以上	300トン未満	96,100円	43,200円
300トン以上	500トン未満	136,200円	
500トン以上	1,000トン未満	176,000円	64,200円
1,000トン以上	2,000トン未満	230,500円	
2,000トン以上	3,000トン未満	284,400円	71,500円
3,000トン以上	4,000トン未満	319,300円	
4,000トン以上	6,000トン未満	348,300円	
6,000トン以上	8,000トン未満	428,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満	506,100円	
10,000トン以上	15,000トン未満	566,200円	
15,000トン以上	20,000トン未満	676,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満	868,800円	
30,000トン以上	50,000トン未満	913,300円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,045,100円	
70,000トン以上	100,000トン未満	1,075,000円	
100,000トン以上		1,115,700円	

備考

- 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に総トン数証書に記載されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表第2の2 総トン数証書手数料表（第9条関係）

(1) 総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,400円

(2) 総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
		50トン未満		41,100円
50トン以上	100トン未満		66,400円	
100トン以上	300トン未満		95,900円	43,200円
300トン以上	500トン未満		136,000円	
500トン以上	1,000トン未満		175,700円	64,100円
1,000トン以上	2,000トン未満		230,000円	
2,000トン以上	3,000トン未満		283,900円	71,300円
3,000トン以上	4,000トン未満		318,700円	
4,000トン以上	6,000トン未満		347,600円	
6,000トン以上	8,000トン未満		427,300円	
8,000トン以上	10,000トン未満		505,100円	
10,000トン以上	15,000トン未満		565,100円	
15,000トン以上	20,000トン未満		675,700円	
20,000トン以上	30,000トン未満		867,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満		911,700円	
50,000トン以上	70,000トン未満		1,043,100円	
70,000トン以上	100,000トン未満		1,073,000円	109,700円
100,000トン以上			1,113,600円	

備考

- 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあつては、現に総トン数証書に記載されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表第2 総トン数証書手数料表（第9条関係）

(1) 総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,200円

(2) 総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
		50トン未満		39,100円
50トン以上	100トン未満		63,100円	
100トン以上	300トン未満		91,200円	41,000円
300トン以上	500トン未満		129,300円	
500トン以上	1,000トン未満		167,000円	61,000円
1,000トン以上	2,000トン未満		218,700円	
2,000トン以上	3,000トン未満		269,900円	67,900円
3,000トン以上	4,000トン未満		303,000円	
4,000トン以上	6,000トン未満		330,500円	
6,000トン以上	8,000トン未満		406,300円	
8,000トン以上	10,000トン未満		480,200円	
10,000トン以上	15,000トン未満		537,200円	
15,000トン以上	20,000トン未満		642,300円	
20,000トン以上	30,000トン未満		824,300円	
30,000トン以上	50,000トン未満		866,600円	
50,000トン以上	70,000トン未満		991,600円	
70,000トン以上	100,000トン未満		1,020,000円	104,300円
100,000トン以上			1,058,600円	

備考

- 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に総トン数証書に記載されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表第2の2 総トン数証書手数料表（第9条関係）

(1) 総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,000円

(2) 総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類	新規測度又は	一部改測
		全部改測	
	50トン未満	39,000円	25,300円
50トン以上	100トン未満	63,000円	
100トン以上	300トン未満	91,000円	41,000円
300トン以上	500トン未満	129,100円	
500トン以上	1,000トン未満	166,700円	60,900円
1,000トン以上	2,000トン未満	218,300円	
2,000トン以上	3,000トン未満	269,400円	67,700円
3,000トン以上	4,000トン未満	302,400円	
4,000トン以上	6,000トン未満	329,800円	
6,000トン以上	8,000トン未満	405,500円	
8,000トン以上	10,000トン未満	479,300円	
10,000トン以上	15,000トン未満	536,200円	
15,000トン以上	20,000トン未満	641,100円	
20,000トン以上	30,000トン未満	822,700円	
30,000トン以上	50,000トン未満	865,000円	
50,000トン以上	70,000トン未満	989,700円	
70,000トン以上	100,000トン未満	1,018,100円	104,100円
100,000トン以上		1,056,600円	

備考

- 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に総トン数証書に記載されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表第3 載貨重量トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,600円

（2）載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
載貨重量トン数			
	500トン未満	139,000円	50,300円
500トン以上	1,000トン未満	151,600円	
1,000トン以上	2,000トン未満	177,000円	63,000円
2,000トン以上	3,000トン未満	202,300円	
3,000トン以上	5,000トン未満	227,700円	75,700円
5,000トン以上	7,000トン未満	253,000円	
7,000トン以上	10,000トン未満	278,200円	
10,000トン以上	15,000トン未満	303,700円	101,000円
15,000トン以上	20,000トン未満	329,000円	
20,000トン以上	30,000トン未満	354,200円	
30,000トン以上	50,000トン未満	404,700円	
50,000トン以上	100,000トン未満	455,300円	
100,000トン以上	200,000トン未満	505,800円	
200,000トン以上		617,200円	

備考

- 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数）により手数料を徴収する。

別表第3の2 載貨重量トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,400円

（2）載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

載貨重量トン数	測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
		500トン未満		139,000円
500トン以上	1,000トン未満		151,600円	
1,000トン以上	2,000トン未満		176,900円	63,000円
2,000トン以上	3,000トン未満		202,200円	
3,000トン以上	5,000トン未満		227,600円	75,700円
5,000トン以上	7,000トン未満		252,900円	
7,000トン以上	10,000トン未満		278,100円	
10,000トン以上	15,000トン未満		303,500円	101,000円
15,000トン以上	20,000トン未満		328,800円	
20,000トン以上	30,000トン未満		354,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満		404,600円	
50,000トン以上	100,000トン未満		455,100円	
100,000トン以上	200,000トン未満		505,600円	
200,000トン以上			616,900円	

備考

- 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数）により手数料を徴収する。

別表第3 載貨重量トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,200円

（2）載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
載貨重量トン数	500トン未満	131,900円	47,800円
	500トン以上 1,000トン未満	143,900円	
1,000トン以上	2,000トン未満	168,000円	59,800円
2,000トン以上	3,000トン未満	192,000円	
3,000トン以上	5,000トン未満	216,100円	71,900円
5,000トン以上	7,000トン未満	240,100円	
7,000トン以上	10,000トン未満	264,000円	
10,000トン以上	15,000トン未満	288,200円	95,900円
15,000トン以上	20,000トン未満	312,200円	
20,000トン以上	30,000トン未満	336,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満	384,000円	
50,000トン以上	100,000トン未満	432,000円	
100,000トン以上	200,000トン未満	479,900円	
200,000トン以上		585,600円	

備考

- 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数）により手数料を徴収する。

別表第3の2 載貨重量トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,000円

（2）載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
載貨重量トン数			
	500トン未満	131,900円	47,800円
500トン以上	1,000トン未満	143,900円	
1,000トン以上	2,000トン未満	167,900円	59,800円
2,000トン以上	3,000トン未満	191,900円	
3,000トン以上	5,000トン未満	216,000円	71,900円
5,000トン以上	7,000トン未満	240,000円	
7,000トン以上	10,000トン未満	263,900円	
10,000トン以上	15,000トン未満	288,000円	95,900円
15,000トン以上	20,000トン未満	312,000円	
20,000トン以上	30,000トン未満	336,000円	
30,000トン以上	50,000トン未満	383,900円	
50,000トン以上	100,000トン未満	431,800円	
100,000トン以上	200,000トン未満	479,700円	
200,000トン以上		585,300円	

備考

- 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数）により手数料を徴収する。

別表第5 運河トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 18,100円

（2）運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
	1,000トン未満	294,800円	79,100円
1,000トン以上	2,000トン未満	337,200円	
2,000トン以上	3,000トン未満	459,400円	113,500円
3,000トン以上	4,000トン未満	552,500円	
4,000トン以上	6,000トン未満	675,000円	
6,000トン以上	8,000トン未満	829,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満	1,012,500円	
10,000トン以上	15,000トン未満	1,257,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,686,300円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,272,900円	
30,000トン以上	50,000トン未満	2,487,500円	194,900円
50,000トン以上	70,000トン未満	2,825,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満	3,104,600円	
100,000トン以上		3,418,100円	

備考

- 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

別表第5の2 運河トン数証書手数料表（第9条関係）

（1） 運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 17,900円

（2） 運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		一部改測
		新規測度又は 全部改測	
	1,000トン未満	294,600円	79,000円
1,000トン以上	2,000トン未満	336,900円	
2,000トン以上	3,000トン未満	459,100円	113,400円
3,000トン以上	4,000トン未満	552,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	674,600円	
6,000トン以上	8,000トン未満	828,600円	
8,000トン以上	10,000トン未満	1,011,900円	
10,000トン以上	15,000トン未満	1,256,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,685,100円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,271,200円	194,800円
30,000トン以上	50,000トン未満	2,485,700円	
50,000トン以上	70,000トン未満	2,823,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満	3,102,400円	
100,000トン以上		3,415,700円	

備考

- 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあつては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

別表第5 運河トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 17,100円

（2）運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
	1,000トン未満	280,000円	75,200円
1,000トン以上	2,000トン未満	320,300円	
2,000トン以上	3,000トン未満	436,300円	107,800円
3,000トン以上	4,000トン未満	524,700円	
4,000トン以上	6,000トン未満	641,100円	
6,000トン以上	8,000トン未満	787,500円	
8,000トン以上	10,000トン未満	961,600円	
10,000トン以上	15,000トン未満	1,194,600円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,601,500円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,158,500円	185,100円
30,000トン以上	50,000トン未満	2,362,300円	
50,000トン以上	70,000トン未満	2,683,600円	
70,000トン以上	100,000トン未満	2,948,400円	
100,000トン以上		3,246,100円	

備考

- 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

別表第5の2 運河トン数証書手数料表（第9条関係）

（1）運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 17,000円

（2）運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
	1,000トン未満		279,800円	75,100円
1,000トン以上	2,000トン未満		320,000円	
2,000トン以上	3,000トン未満		436,000円	107,700円
3,000トン以上	4,000トン未満		524,400円	
4,000トン以上	6,000トン未満		640,700円	
6,000トン以上	8,000トン未満		786,900円	
8,000トン以上	10,000トン未満		961,000円	
10,000トン以上	15,000トン未満		1,193,700円	
15,000トン以上	20,000トン未満		1,600,300円	
20,000トン以上	30,000トン未満		2,156,900円	
30,000トン以上	50,000トン未満		2,360,600円	185,000円
50,000トン以上	70,000トン未満		2,681,700円	
70,000トン以上	100,000トン未満		2,946,300円	
100,000トン以上			3,243,800円	

備考

- 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

○ 船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年七月二十七日運輸省告示第二百七十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（手数料）

第十一条 この規則に基づき船舶安全管理認定書等の交付、書換え又は再交付（以下この条において「交付等」という。）を受けようとする者は、次表第三欄に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）交付、書換え又は再交付を申請する場合には、同表第四欄に定める額）の手数料を納めなければならない。

（手数料）

第十一条 この規則に基づき船舶安全管理認定書等の交付、書換え又は再交付（以下この条において「交付等」という。）を受けようとする者は、次表第三欄に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）交付、書換え又は再交付を申請する場合には、同表第四欄に定める額）の手数料を納めなければならない。

船舶安全管理認定書				審査等の区分		金額	
船舶安全管理認定書	仮審査	初期審査	更新審査	中間審査	書面により交付等を申請する場合	電子情報処理組織により交付等を申請する場合	
	二万四千七百円	二万四千七百円	二万四千七百円	一万三千九百円	合		
	二万四千五百円	二万四千五百円	二万四千五百円	一万三千七百円			
	二万三千五百円	二万三千五百円	二万三千五百円	一万二千八百円			
船舶安全管理認定書				審査等の区分		金額	
船舶安全管理認定書	仮審査	初期審査	更新審査	中間審査	書面により交付等を申請する場合	電子情報処理組織により交付等を申請する場合	
	二万四千五百円	二万四千五百円	二万四千五百円	一万三千七百円	合		
	二万三千三百円	二万三千三百円	二万三千三百円	一万二千六百円			
	二万三千三百円	二万三千三百円	二万三千三百円	一万二千六百円			

船舶安全管理認定書等の書換え又は再交付	適合認定書					仮適合認定書	
	臨時審査	追加審査	年次審査	更新審査	初期審査	仮審査	臨時審査
	四十七千九百円	七万五千九百円	一万六千五百円	十一万七千七百円	十一万七千七百円	十一万七千七百円	二万九千九百円
船舶安全管理認定書等の書換え又は再交付	適合認定書					仮適合認定書	
臨時審査	追加審査	年次審査	更新審査	初期審査	仮審査	臨時審査	
四十五千五百五十円	七万五千九百円	一万六千三百円	十一万五千五百円	十一万五千五百円	十一万五千五百円	二万七千七百円	
船舶安全管理認定書等の書換え又は再交付	適合認定書					仮適合認定書	
	臨時審査	追加審査	年次審査	更新審査	初期審査	仮審査	臨時審査
	四十五千五百五十円	七万九百円	一万五千四百円	十萬四千円	十萬四千円	十萬四千円	二萬八百円
船舶安全管理認定書等の書換え又は再交付	適合認定書					仮適合認定書	
臨時審査	追加審査	年次審査	更新審査	初期審査	仮審査	臨時審査	
四十三千五百五十円	七万七百元	一万五千二百円	十萬三千八百円	十萬三千八百円	十萬三千八百円	二萬六百元	